

文化財観光施設を活用した歴史体験検討委員会
(第1回会議)

次 第

日時：令和元年5月31日（金）14時30分
場所：大洲市役所 2階大ホール

1 開 会

2 戦略会議会長（大洲市長）挨拶

3 趣旨説明について

4 会則（案）について

5 役員の選任について

6 議 事

議案第1号 事業内容等について

（実施方針・実施内容等の説明）

議案第2号 実証実験について

7 そ の 他

8 閉 会

文化財観光施設を活用した歴史体験検討委員会
委 員 構 成

(順不同・令和元年5月31日)

No.	所属・役職	氏 名	備 考
1	大洲市長	二宮 隆久	(市観光まちづくり戦略会議会長)
2	大洲市議會議長	押田 憲一	
3	大洲市議会産業建設委員長	中野 寛之	
4	大洲歴文会副会長	今井 要	代理: 大洲歴文会理事 亀岡玄良
5	大洲歴文会総支配人	田苗 勉	
6	大洲市文化財保護審議委員	菅野 隆次	
7	大洲市自治会連絡会議会長	山内 勝之	
8	大洲商工会議所会頭	城戸 猪喜夫	
9	大洲市観光協会会长	藤岡 周二	
10	大洲藩鉄砲隊副隊長	城戸 輝芳	
11	大洲市教育委員会学芸員	白石 尚寛	
12	大洲市教育委員会学芸員	岡崎 壮一	
13	大洲市商工観光部長	武田 康秀	
14	バリューマネジメント(株) 代表取締役	他力野 淳	

【事務局】

大洲市観光まちづくり戦略会議事務局 (大洲市観光まちづくり課)

文化財観光施設を活用した歴史体験の趣旨について（案）

本市では、市総合計画及び市まち・ひと・しごと総合戦略を策定し、将来の人口減少期においても持続可能なまちづくりに努めることとしています。

観光振興施策においては、市観光まちづくり戦略ビジョン（素案）を策定し、「地域の文化を未来へつなぐ」を基本理念に、歴史、文化、自然、風土など本市の地域固有の資源を保全し、かつ民間事業者との協働により新たな価値を創造し、また価値を高め、地域資源を徹底して観光まちづくりに生かすことで、地域に産業を根付かせ、地域経済の発展に寄与していくこととしています。

本市観光の中心部である大洲城下町には、大洲城、臥龍山荘をはじめとした歴史的資源が多数ありますが、近年、城下町を形成する町家・古民家等の取り壊し、更地化が急速に進み、その魅力が著しく低下しています。そのため、町並み保全を目的とした「町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり」が急務となっています。

町家や古民家等の歴史的資源の活用に当たっては、本来の機能を回復させて活用することが建物にとってもやさしく、その魅力を最大限に発揮することができると言えられます。例えば、元々住宅として使用されていた古民家であれば、住宅として活用されることが望ましいのですが、実情として現代の生活スタイルに合いにくいこともあります。一時的な住宅利用 = 一時滞在利用として、宿泊施設へと改修していくことが基本となります。また、町家など店舗として利用されていたものは、ショップ等に改修していくことが望ましいと言えます。

文化財観光施設の活用についても同じことが言え、現在の活用方法は「一般公開」に限定していますが、本来であれば一般公開よりも「元々の使用方法」について活用を検討していく視点が重要です。

例えば、臥龍山荘であれば、元々は河内寅次郎の別荘であり、別荘として利

用されることが最も建物が生きる活用方法になります。臥龍山荘は、茶の湯文化を通した迎賓機能や臥龍院の能舞台の演出、不老庵で月明かりを愛する月光反射など趣向の凝らした細工が建物としての価値であり、これらを実際に再現していくことが歴史に基づいた活用方法であると言えます。

また、大洲城であれば、元々は城主が利用していたものであり、城主体験を通して大洲城を活用することが大洲城の魅力を伝えることにつながります。

現在は、全国的にも文化財の活用は一般公開に限定されている例が大半であり、特に城郭は資料館としての機能がほとんどですが、文化財の保全に十分配慮した上で、元々の使用方法に基づいた新たな活用方法を取り入れていくことも課題となっています。

また、新たな活用方法を取り入れていくことが、新たな収益を生むことにもなります。一般利用と特別利用（限定利用）とに分け、特別利用の場合には特別料金をいただく仕組みを作る必要があります。特別利用は、文化財の本来的な価値を追求するものであり、文化財の価値をさらに高めるものとして提供され、また、その価値を享受する方からは特別な料金をいただくという仕組みになります。このような収益構造を取り入れていくことで、特に将来の人口減少期（経済・財政状況の変化）に備え、持続的に文化財への投資が可能な保全、整備環境を創出していくという視点が重要と言えます。

文化財観光施設の来訪者に対し、一般公開のみならず、歴史に基づいた特別な体験を提供し、特別な料金を得ることにより、持続可能な文化財保全・整備環境を創出するとともに、本来文化財がもつ価値を最大限に発揮することにより、さらなる認知度の向上を図っていくことが今回の文化財観光施設を活用した歴史体験に取り組もうとする趣旨となります。

文化財観光施設を活用した歴史体験検討委員会会則（案）

（名称）

第1条 本会は、文化財観光施設を活用した歴史体験検討委員会（以下「検討委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 検討委員会は、大洲市観光まちづくり戦略会議の検討・専門部会として、大洲市観光まちづくり戦略ビジョン（素案）に基づき、将来の人口減少期の到来にそなえた持続可能な文化財保全・整備環境を創出するとともに、交流人口の拡大及び地域内消費の拡大を図るため、文化財観光施設を活用した歴史体験を企画検討する。

（組織）

第3条 検討委員会は、大洲市観光まちづくり戦略会議会長及び委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、大洲市観光まちづくり戦略会議会長が委嘱する。

- (1) 関係機関若しくは関係団体を代表する者又はその推薦を受けた者
- (2) その他大洲市観光まちづくり戦略会議会長が必要と認める者

3 大洲市観光まちづくり戦略会議会長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

（役員）

第4条 検討委員会に次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長

（役員の選任）

第5条 会長は、委員の互選により選任する。

2 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。

（役員の職務）

第6条 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が、その職務を代理する。

（オブザーバー）

第7条 検討委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、会長が委嘱する。

3 オブザーバーは、会議に出席し、意見を述べることができる。

（会議の構成）

第8条 会議は、大洲市観光まちづくり戦略会議会長及び委員をもって構成する。

（検討委員会の機能）

第9条 検討委員会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則に関すること。
- (2) 文化財観光施設を活用した歴史体験の検討に関すること。
- (3) 文化財観光施設を活用した歴史体験実施計画の策定に関すること。
- (4) 実証実験の企画実施に関すること。
- (5) その他、検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会議の招集及び議長)

第 10 条 会議は、会長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は、大洲市観光まちづくり戦略会議会長が招集する。

(定足数)

第 11 条 会議は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

(議決)

第 12 条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第 13 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者は、前 2 条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(専決処分)

第 14 条 会長は、会議を招集する暇がないと認めるときは、会議の議決すべき事項を専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議において報告しなければならない。

(事務局)

第 15 条 検討委員会の事務を処理するため、大洲市観光まちづくり戦略会議事務局（大洲市商工観光部観光まちづくり課内）に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が定める。

(解散)

第 16 条 検討委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、検討委員会の議決により解散するものとする。

(その他)

第 17 条 この会則に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

1 この会則は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

文化財観光施設を活用した歴史体験の実施方針について（案）

文化財観光施設を活用した歴史体験の趣旨を踏まえ、実施方針を以下に定めることとします。

趣旨（抜粋）

文化財観光施設の来訪者に対し、一般公開のみならず、歴史に基づいた特別な体験を提供し、特別な料金を得ることにより、持続可能な文化財保全・整備環境を創出するとともに、本来文化財がもつ価値を最大限に発揮することにより、さらなる認知度の向上を図っていく。

実 施 方 針

1 検討委員会の組織

文化財観光施設の活用については、地域住民をはじめ多様な関係者の合意形成及び専門的な視点を要することから検討委員会を組織し、内容を検討することとします。

2 文化財観光施設の活用

活用する文化財観光施設は、モデルケースとして大洲城と臥龍山荘について検討することとします。また、活用に当たり、文化財の改変を行わないことを原則とします。

3 歴史に基づいた特別な体験

特別な体験の作り込みに当たっては、史実と推定を明確に区分し、利用者に正確に伝えることとします。特に史実については、専門的な意見を踏まえた検

証を行うこととします。

また、特別な体験とは、「再現性の低い、特別な時間の提供」と定義し、「その時、その場所でしか得ることのできない、再現性の低い時間（トキ）の体験」を提供していくこととします。

4 文化財の観光資源としての開花（文化庁）

文化庁では、文化財に新たな付加価値を付与し、より魅力的なものとするための取組み（Living History 生きた歴史体感プログラム）を支援することにより、文化財の活用による特別料金の徴収等で増えた収益を文化財に再投資する地域活性化の好循環創出を行う取組みを促進しています。具体的には、重要文化財（建造物）や史跡等の文化財に新たな付加価値を付与するため、訪日外国人観光客等が体感・体験できるような往時を再現した復元行事や歴史体験行事の実施のほか、当時の調度品や衣装等の再現等となります。

[文化庁が示す代表的な取組例]

- ◆ 重要文化財（建造物）や史跡等でかつて行われた、往時を再現した復元行事
- ◆ 歴史的な出来事等、文献等の記録から再現した復元行事
- ◆ 歴史的な出来事等に基づく体験事業（往時の衣装を復元し着用する体験、古代の食の復元 等）
- ◆ 当時の衣装や往時に使用された調度、道具類の復元及びこれらを活用した展示や体験事業 等

5 民間事業者の重要性

事業を企画するに当たっては、最終的に収支が伴うものである以上、サービスを提供する民間事業者のノウハウが必要となります。特に、文化財を活用して特別な体験を提供するということは、確かな実績と優れた知見を持ち合わせ

た民間事業者が担う必要があります。

また、事業の採算性をはじめ、ターゲティング、プランディング、プロモーション、提供するサービスなど、利用者（消費者）の視点に立った企画立案が必要であることから、実施運営を担当する民間事業者なしでは本事業は成立しないという点に留意する必要があります。

なお、本事業においては、大洲市との連携事業者（町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくり連携協定 2018年4月5日協定締結）であり、内閣府の歴史的資源を活用した観光まちづくり専門家会議構成員であるバリューマネジメント株式会社の参画を予定するものとします。

6 実施時期

文化庁は、Living History を 2019 年度からの取り組みとして促進しています。また、本市においても 2019 年度から将来の人口減少にそなえた地域再生計画「町家・古民家等の歴史的資源を活用した観光産業の確立推進事業」に取り組んでいます。新時代の幕開けにふさわしい 2019（令和元）年度から実施に向けた検討に入ることとします。

7 日本版 DMO の参画

文化庁の Living History（生きた歴史体感プログラム）の制度設計においては、日本版 DMO の参画が期待されています。本市においては、一般社団法人キタ・マネジメントが日本版 DMO 候補法人（地域 DMO）に登録されています。地域資源を活用した観光まちづくりを推進する地域 DMO が、民間事業者と連携しながら本事業を推進していくことを基本とします。

8 実証実験

実施に当たっては、実証実験を行い、文化財の保全や利用者の安全など様々な角度から検証を行った上で、実施に移すこととします。また、合わせて実施計画を作成することとします。

文化財観光施設を活用した歴史体験の実施内容について（案）

文化財観光施設を活用した歴史体験の趣旨及び実施方針を踏まえ、実施内容については、以下のとおり提案します。

○ 共通事項

歴史に基づいた特別な体験の作り込みに当たっては、歴史考証を踏まえ、再現性の低い、特別な時間を提供していくこととします。その土地に行かなければ手に入らない、他にはない特別な時間や体験価値を提供します。

また、貴重な文化財を活用する上で、文化財の改変は行わず実施することを原則とし、上質で格の高い非日常体験を提供することを前提とします。

1 大洲城

「観る大洲城から、利用する大洲城へ。」

大洲城天守は復元であるため、観るという点では、他の現存天守のようによりも古さを味わうことができず、歴史的な趣に欠ける面があります。一方で、木造復元であるからこそ、天守が創建された当時を思わせる姿を感じ取ることができます、他城にはない強みがあります。

強みを生かし、当時の大洲城を体験できる試みとして、閉館時間を利用した城主体験「1617年加藤貞泰の入城」を再現していくことを提案します。

2 犬山城

「観る犬山城から、利用する犬山城へ。」

元々河内寅次郎の別荘であった犬山城は、茶の湯文化を通した迎賓機能や犬山院の能舞台の演出、不老庵で月明かりを愛でる月光反射など趣向の凝らし

た細工が建物としての価値であり、これらを実際に再現していくことが他の地域では叶うことのできない特別な体験を提供することになります。

閉館時間を利用し、臥龍山荘の主賓となり、正客（しょうきやく）としての待遇をうける「月明かり体験」等を再現していくことを提案します。

（詳細は、別冊「提案書」参照）

議案第2号 実証実験について

文化財観光施設を活用した歴史体験 実証実験について（案）

文化財観光施設を活用した歴史体験の実施に当たっては、実証実験を行い、文化財の保全や利用者の安全など様々な角度から検証を行った上で、実施に移すこととします。また、合わせて実施計画を作成することとします。

1 実証実験

（1）時 期

令和元年 秋 （1回）

（2）内 容

大洲城での歴史体験を主として実施することとします。

（臥龍山荘での歴史体験も組み込む形式を検討）

（3）予 算

5,000千円（実施業務委託・実施計画作成費含む）

設備投資費等については、DMO等の民間事業者の負担を予定します。

（4）二の丸西曲輪（旧児童館跡）の活用

県指定史跡の範囲外の二の丸西曲輪において、従来から市民要望の強いカフェレスト空間の創出を検討し、城主体験と合わせて史跡公園としての魅力向上を図るものとします。

施設配置に当たっては、本格的な永久構造物ではなく、あくまで仮設タイプとして、景観及び埋蔵文化財に配慮し、また、将来整備の際に容易に撤去できる仕様を検討するものとします。

また、費用は官民連携手法によるものとし、DMO等の民間事業者の投資によるものとします。

2 実施計画

文化財観光施設を活用した歴史体験について企画検討し、実証実験の検証結果を反映した実施計画を作成します。

作成期間：令和元年 6月～12月

今後のスケジュール (案)

○ 第2回会議 (7~9月)

- ・実証実験内容

- ・実施計画 (素案)

○ 実証実験 (10~11月)

○ 第3回会議 (12月~1月)

- ・実施計画の決定

○ 本格実施 (4月以降)